

品種識別技術の開発

(1) 事業概要

我が国で育成された優良な植物新品種が意図せず海外へ流出し、無断で栽培される事例が発生する中、育成者権を保護するとともに、我が国の生産者をこれらの育成者権侵害物品から守るためには、税関等の水際で輸入を阻止することが必要です。

税関において育成者権侵害疑義物品が発見されると、権利者と輸入者は、発見の通知があつてから10執務日以内（生鮮物品の場合は3執務日以内）に育成者権侵害物品かどうかの証拠を税関宛に提出する必要があります。しかしながら、現在実用化されている主な品種識別技術では、識別に7～10日間程度の時間を要することから、識別結果を税関に提出することが難しい状況にあります。

本事業では、水際での輸入阻止を確実に実施するため、果実などの可食部分から迅速（数時間）かつ簡易に品種を識別できる技術開発を推進します。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア 研究開発の具体的内容

海外に流出し栽培が拡大している品種を含み、我が国へ輸出されるなど育成者権侵害の恐れがある果樹をはじめとした栄養繁殖性の品目（カンキツ、ブドウ、イチゴ等）を選定し、レトロトランスポゾン^{※1}等を用いて、果実などの可食部分から迅速に品種を識別できる技術を開発します。併せて、LAMP法^{※2}等を活用し、簡易に品種識別ができるようキット化を行います。

※1 DNA因子の一種。レトロトランスポゾンが動くことで作られた配列のコピーは品種によって異なる場所にあるため、当該部位の箇所を調べることにより、品種の識別が可能。

※2 標的遺伝子増幅させる方法の一種。増幅速度が速く、目的の配列を特異的に増幅可能。

イ 達成目標（最終目標）

令和6年度までに、迅速かつ簡易な品種識別技術を3品目以上で開発し、キット化を行います。

ウ 研究実施期間（予定）

令和2年度～令和6年度（5年間）

エ 令和2年度の委託研究経費限度額

40,000千円

〈留意事項〉

- ・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
- ・研究実施期間終了後の開発キット市販化や品種識別マニュアル普及に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究グループには民間企業の参画が望ましく、研究期間内に開発技術の実証を行ってください。
- ・作成する品種識別マニュアル等は、識別を行う者等が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。
- ・提案書において、識別技術を開発する対象品目や、品種識別キットのコスト（想定する価格）を明記してください。また、開発技術の普及に向けた方策を明記してください。

（３）委託件数

原則１件とします。

（４）問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○ 公募研究課題について

農林水産技術会議事務局 研究企画課 担当者 滝本、吉田

TEL：03-3502-7436

FAX：03-3507-8794

○ 契約事務について

大臣官房予算課契約班 担当者 西田

TEL：03-6744-7162

FAX：03-6738-6158

「品種識別技術の開発」
の公募に係る審査基準

審査項目	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: center;">各審査項目について、次の４段階で審査を行う。 A（１０点）、B（７点）、C（３点）、D（０点）</p>	
研究開発の趣旨	農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の方針との整合性があるか。	<p>A：十分に整合性がとれている。</p> <p>B：一部に整合性がとれていない箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとることが容易であると認められる。</p> <p>C：整合性がとれていない箇所が多数見られる。または、一部であっても、重要な点について整合性がとれていない。</p> <p>D：ほとんど整合性がとれていない。</p>
研究開発計画	農林水産省が示した研究開発目標及び研究計画の達成に向けて十分な内容となっているか。	<p>A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。</p> <p>B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。</p> <p>C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。</p> <p>D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。</p>
	提案の研究開発計画（課題構成（対象品目）、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れているか。	<p>A：科学的・技術的に優れている。</p> <p>B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。</p> <p>C：やや不十分な点が見受けられる。</p> <p>D：科学的・技術的に劣っている。</p>
	提案の研究開発内容に実現可能性があるか。	<p>A：十分実現可能性が高い。</p> <p>B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。</p>

		<p>C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。</p> <p>D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p>
研究開発体制	<p>提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む。）。</p>	<p>A：十分な技術能力及び設備を有している。</p> <p>B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。</p> <p>C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。</p> <p>D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p>
	<p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。</p>	<p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>
研究開発経費	<p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p>	<p>A：十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B：一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考</p>

		<p>えられる。</p> <p>C：適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D：予算配分が明らかに非効率である。</p>
<p>情報管理実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 ・ 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有しているか。 ・ 契約締結後に、農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えい 	<p>A：情報保護を保障するための履行体制が十分にとれている。</p> <p>B：若干不十分な点が認められるものの、情報保護には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。</p> <p>C：いずれか又は全てに問題があり、情報管理体制等の大幅な見直しが必要と考えられる。</p> <p>D：いずれか又は全てに大きな問題があり、情報管理体制の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p>

	<p>されないことを保障する履行体制を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。 ・契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有しているか。 ・他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあるか。 	
技術の普及可能性	<p>市販化に向けた民間企業との連携等、研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。</p>	<p>A：実現の可能性が十分高いと考えられる。</p> <p>B：実現の可能性が高いと考えられる。</p> <p>C：実現の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D：ほとんど実現が見込まれない。</p>

<加算基準>

加算項目	加 算 基 準	
	以下に該当する場合、平均点に加算を行う。	
中山間地域における取組	<p>研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。</p>	<p>含まれている場合 5点</p>

<p>ワーク・ライフ バランス等の推 進</p>	<p>ワーク・ライフバラ ンスを推進する企業 として、右記（（1）～（3））の法令 に基づく認定を受け ているか。</p>	<p>（1）女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律（以下「女性活躍推進法」と いう。）に基づく認定（えるぼし認定企業 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3段階目 5点 ・ 2段階目 4点 ※1 ・ 1段階目 2点 ※1 ・ 行動計画 1点 ※2 <p>※1 労働時間等に係る基準は満たすこと 。</p> <p>※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主 行動計画の策定義務がない事業主（常時雇 用する労働者の数が300人以下のもの） に限る（計画期間が満了していない行動計 画を策定している場合のみ）。</p> <p>（2）次世代育成支援対策推進法に基づく 認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラチナくるみん認定企業 4点 ・ くるみん認定企業 2点 <p>（3）青少年の雇用の推進等に関する法律 に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユースエール認定 4点 <p>※3 各研究機関等が（1）～（3）のう ち複数の認定に該当する場合は、最も高い 点数により加点を行う（最高5点）。また 、研究グループ（コンソーシアム）で応募 した場合は、代表者及びその構成員の中で 複数の認定等に該当する場合は、最も高い 点数により加点を行う。</p> <p>※4 各研究機関等が（1）～（3）の どれにも該当しない場合は0点とする。</p>
----------------------------------	---	---